

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を，法第8条第1項の規定により保管していますので，法第8条第2項の規定により，京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成25年4月19日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成25年3月8日	伏見区	桃山町中島町		2		平成25年3月8日
		向島中之町			1	
平成25年3月12日	山科区	四ノ宮鎌手町			1	平成25年3月12日
平成25年3月15日	伏見区	桃山町大島			6	平成25年3月15日
平成25年3月19日	左京区	修学院泉殿町		3		平成25年3月19日
平成25年3月22日	伏見区	石田森南町			3	平成25年3月22日
		石田大山町			2	
		日野田中町			1	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局屋外広告物適正化推進室

（都市計画局屋外広告物適正化推進室）